

# 告 示

## 埼玉県告示第千三百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

坂戸ビル

埼玉県坂戸市薬師町二十八―一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

駐車場の縮小については、来客者の自動車台数等の予測及び駐車場利用の実態調査を行った結果によるものと判断しますが、今後、来客者が増加した場合、駐車場が不足しないよう対応をお願いします。

### 二 縦覧期間

平成二十八年十月二十五日から平成二十八年十一月二十五日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター